

函館市船見町、弥生町の各一部地域で 新しい地図を作成します

函館地方法務局

土地所有者及び居住者の皆様へのお願い

函館地方法務局では、令和8年度から令和9年度までの事業として、函館市船見町、弥生町の各一部地域（実施地域は下記の図のとおり）において新しい地図を作成します（函館地方法務局「令和8・9年度防災・まちづくり型法務局地図作成事業」）。

つきましては、地図作成事業の趣旨をご理解いただき、この事業にご協力くださいますようお願いいたします。

実 施 地 域



この地図は国土地理院発行の地形図を利用しています。
対象地区を青線で示していますが、目安となります。

★地図作成の趣旨

現在、函館地方法務局に備え付けられている上記の地域の地図は、大正6年に調査作成された土地連絡図を写したものです。

この地図は当時としては一定程度の精度があるものでしたが、事前の防災・減災の観点やまちづくりの観点から現代の測量技術を用いた精度の高い地図が求められるようになってきました。

そのため函館地方法務局では、一つ一つの土地ごとに筆界（境界）を確認し、正確な測量をして、土地の区画を明確にした新しい地図を作成することとしました。

★令和8・9年度防災・まちづくり型法務局地図作成事業のあらまし

- 基準点測量
国土交通省で設置している街区基準点を基にして、地図の骨格を作る基準点測量を行います。
- 一筆地調査
所有者（又は代理人）に立ち会っていただいた上で、土地の筆界、地番、地目を一筆ずつ調査・確認します。
- 一筆地測量
筆界を確認した土地について、基準点に基づいて一筆ごとの測量をします。
- 復元測量
新しい地図の原案を作成して、現地に筆界点を示す（これを「復元」といいます。）ための測量を行い、復元した筆界点に「筆界保全標」を設置します。
※筆界保全標とは、法務局の地図作成事業による成果であることを視覚的に明らかにするため、法務局が現地に設置する予定の金属プレート等の呼称です。
- 地図作成
測量が完了した後、縮尺500分の1の地図を作成し、函館地方法務局に備え付けます。
- 登 記
所有者に承諾をしていただいた内容を基に、地目・地積が従前の登記の内容と一致しないときは、法務局が職権で変更します。

★皆様をお願いすること

- 筆界や道路・水路上の杭・標識は測量の基礎になるため、これらを抜いたり動かしたりしないようお願いいたします。
- 調査や測量の際には、皆様の土地に立ち入らせていただきますので、ご協力をお願いします。
- 筆界を確認するために、合計2回（春と秋に各1回）の立会いをお願いします。

★測量費用等について

- 測量に必要な経費の個人負担はありませんが、筆界確認の際に立ち会っていただくための交通費は、個人負担となることをご了承ください。

★縦覧及び登記について

- 調査や測量の結果は、令和9年12月上旬頃に予定している「縦覧期間」において確認することができます。
- 令和10年4月までに、測量した結果を反映した登記をします。登記完了後、登記事項証明書及び地積測量図の写しを所有者宛てに郵送します。

★地図作成事業の効果について

- 土地の筆界（境界）が明確になることから、筆界（境界）紛争が未然に防止されます。
- 現地と地図及び登記簿が一致するため、土地の売買・賃貸などの取引がスムーズになり、安心して取引ができるようになります。
- 一筆ごとに土地の区画が明確に地図に図示されるので、災害復興が迅速になります。
- 公共事業（道路や公園、下水道の整備等）を実施する際の工事期間の短縮など、まちづくりに役立ちます。

★お問合せ・連絡先

※ この作業について、ご不明な点などがありましたら次の連絡先へお問い合わせください。

【連絡先】 〒040-8533

函館市新川町25番18号

函館地方法務局 地図作成室

TEL 0138-26-0531（担当：あさお旦尾・中山）

きじゅんてんそくりょう

きじゅんてんせっちさぎょう

基準点測量及び基準点設置作業を

9月下旬から行います

皆様の土地の調査・測量作業は来年5月以降ですが、その準備作業として皆様の土地の測量に必要な基準点の測量及び設置作業を本年9月下旬から行います。

つきましては、基準点測量及び基準点設置作業の趣旨をご理解いただき、何とぞご協力くださいますようお願いいたします。

● 基準点測量・基準点設置作業とは？

国土交通省で設置している街区基準点を基にして、新たに測量の基準になる点（基準点）を設置するための測量を基準点測量といい、基準点を表す標識の設置作業のことを基準点設置作業といいます。その際に基準点として設置する標識は、原則道路部分に設置することになり、皆様の敷地に立ち入ることはありません。

作業時期は本年9月下旬からで、法務局から委託を受けた国家資格を持つ土地家屋調査士が行います。土地家屋調査士およびその補助職員は「法務局」と書かれた黄色の腕章を身につけ、法務局発行の身分証明書も携帯しています。作業期間は2か月程度を予定しております。

なお、この作業において法務局や委託を受けた土地家屋調査士から測量費用を請求することはありません。



※この作業についてお尋ねになりたいことがありましたら、次の連絡先へお問い合わせください。

● お問合せ・連絡先

函館地方法務局 地図作成室（担当：旦尾（あさお）・中山）

電話 0138-26-0531

〒040-8533 函館市新川町25番18号